

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年6月12日)

【 件 名 】

- 1 社会福祉法人やずに係る介護基盤緊急整備事業補助金の事務処理を踏まえた今後の対応について (行政監察・法人指導課、長寿社会課)・・・1

総務部・福祉保健部

社会福祉法人やずに係る介護基盤緊急整備事業補助金の事務処理を踏まえた今後の対応について

平成 26 年 6 月 12 日
行政監察・法人指導課
長 寿 社 会 課

1 今回の事案における問題点

社会福祉法人やずに実施した介護基盤緊急整備事業においては、次のような問題点が認められた。

- (1) 八頭町の完了検査を信じ、工事内訳書や完成写真等の裏付け資料による確認まで行うことなく、介護基盤緊急整備事業補助金（以下「本補助金」という。）は施設本体の工事請負費に充当され、計画どおり実施されたものと考えた結果、本補助金が本来充当されるべき工事請負費ではなく補助対象外経費である備品に充当されてしまった。
- (2) 本補助金と緑の産業再生プロジェクト事業補助金（以下「緑プロ」という。）が併用されていたが、関係部局（農林水産部）との連絡調整が不十分であったため、それぞれの補助金が何に充当されたのかを把握することができなかった。（結果として、補助対象経費が重複する可能性があった。）

2 県における事務処理の再検証の結果

県における事務処理について、改めて検証を行った結果、以下のとおりであった。

(1) 上記1 (1) の問題点についての検証

検証を要する事項	検証結果
本補助金の交付決定前に町から県に、本補助金と他の補助金（緑プロ）との併用の可否について照会があったが、その際、誤った回答をしたのではないか。	補助対象経費について、県は町からの照会に対し、 <u>図面等により補助対象経費を明確に区分できれば他の補助事業と併用可能の旨回答しているが、備品に充当可能とは答えておらず、誤った解釈を伝えたものではないため、説明義務違反はない。</u>
町から提出された交付申請書を審査の上、本補助金の交付決定を行っているが、審査の際、書類から備品に充当されることを確認することができたのではないか。	鳥取県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定められた様式は適切に提出されており、 <u>当該書類の内容からは本補助金の充当先が備品であることを確認することができなかった。</u> →要綱に定める様式は、既に改正済。
町から提出された実績報告書、完了検査の写し等を審査の上、本補助金の交付額を確定しているが、審査の際、書類から備品に充当されていることを確認することができたのではないか。	
本補助金の交付決定及び交付額の確定の際、交付申請書や実績報告書の内容を十分確認しなかったために、本補助金が補助対象外経費である備品に充当されてしまったのではないか。	

(2) 上記1 (2) の問題点についての検証

検証を要する事項	検証結果
本補助金の交付決定及び交付額の確定の際、関係部局（農林水産部）と連絡調整を行っていなかったため、本補助金が補助対象外経費に充当されていることを見抜けなかったのではないか。	規則、関係通知、要綱上、関係部局との連絡調整までは求められていなかった。 →関係部局間で連絡調整を図るよう、関係通知を改正済。

3 補助事業の実施における町の責任

町自身も工事内訳書の授受不足、補助金交付申請・実績報告時の精査不足、関係他課（緑プロ所管課）との連携連絡不足等が今回の事案を生じた要因と考えているが、町内部の事務処理に係る責任のあり方については、町自身が判断すべきものとする。

なお、今回の事案では、町の判断により法人から本補助金を全額回収した上で、県に全額返還しているため、県に対する責任はない。

4 補助事業の適正化に向けた今後の対応

(1) 県における補助制度の見直し

今回の事案では、適切な補助事業の実施がなされなかったことは事実であり、今回の事案を踏まえ、平成26年2月27日付けで以下のとおり関係通知を見直し、二度とこのような事案を生じることがないように再発防止に取り組むこととした。

ア 間接補助事業における完了検査の県による立会い

市町村等が補助事業者で社会福祉法人が間接補助事業者となり、複数の補助金を活用して実施される建設工事に係る補助金等については、当面の間、補助事業者が実施する完了検査に県も立会う。

イ 補助事業者等への適切な助言指導等

補助金等交付事務に際しては、補助事業者等に対し、補助制度の内容や補助事業遂行にあたって必要となる事務手続き等について丁寧な助言指導を行い、補助制度についての理解を深めていただくよう努める。

また、市町村等が補助事業者となる間接補助事業で、複数の補助金を活用して実施される建設工事については、当面の間、実績報告を受理した後、県は補助事業者である市町村等に対する現地調査を行い、適正な事務処理の遂行がなされているか確認を行う。

ウ 情報共有の徹底

複数の補助金を活用して補助事業が実施される場合は、補助金を所管する所属（組織）間の情報共有を図り、重複補助とならないこと等の点検を行う。

エ 事業計画（報告）書の様式変更

複数の補助金が活用されることが把握できるよう、申請書等で提出を求める事業計画（報告）書の様式に、他の補助金の活用の有無について記載する欄を設け、他の補助金が活用される場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）の記載を求める。

(2) 市町村との関係

今回の事案を踏まえ八頭町とも話し、連絡調整を図りながら協力して事務処理に当たることを確認した。6月5日にも同町を訪問し、別紙を示し、具体的な流れ等を共通理解するとともに、今後は以下のとおり事務を進めていくことを改めて確認した。

ア 交付決定時

交付決定前に県と市町村との間で連絡調整を行い、補助対象となる範囲の特定など専門性の観点から必要があれば、県も事務処理に協力する。

イ 事業実施段階

事業の着手、完成等各段階で市町村とよく連絡調整を図る。

ウ 完了検査時

工事完了前に県と市町村との間で連絡調整を行い、専門性の観点から必要があれば、当該市町村が行う完了検査に県も協力する。

エ 交付額確定時

市町村から工事内訳書、完成写真等裏付け資料の提出を求め、補助対象経費の内容を十分に確認する。

(別紙)

介護基盤緊急整備事業補助金における今後の具体的な事務の進め方

(間接補助事業により施設整備を行う場合)

